

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会
福祉基金設置規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の運営並びに地域福祉活動を円滑かつ有効適切に実施するため、皆野町社会福祉協議会福祉基金（以下「基金」という。）を設置し、その管理運営について、必要な事項を定めるものとする。

(基金積立て)

第2条 基金として積立てる額は、訪問介護事業所等収益その他を財源として予算で定める額とする。

(基金の管理)

第3条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他最も確実かつ有効な方法により管理するものとする。

(運用)

第4条 基金の設置の目的に応じ基金の確実かつ効率的な運用に努めるものとする。

(処分)

第5条 この基金は、第1条の目的を達成する経費の財源に充てる場合にその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年3月17日から施行する。